



追加ローカルルール

◆ 異常なコース状態（動かさない障害物を含む）（規則16）

(a) 修理地

コース内にある支柱から伸びている青杭と白線にて標されている箇所は修理地（異常なコース状態）であり、「プレー禁止区域」とする。

球がその修理地にある場合、又はスタンス区域、スイング区域の障害となる場合、規則16.1fに従って罰なしの救済を受けなければならない。

このローカルルールの違反の罰：一般の罰

現在、ナイター運営開始に向けて照明器具取付工事を行っております。
照明が付いた支柱から幹線埋設工事跡はプレー禁止の修理地としますので、球がその修理地にある場合は、無罰にて救済を受けて下さい。
ご迷惑をお掛け致しますが何卒ご理解ご協力の程お願い申し上げます。

支配人